松戸市教育委員会会議録

開会	令和2年5月14日 (木) 午後2時	閉 会 令和2年5月14日 (木) 午後4時30					
署名委員	教育長 伊藤 純一	委員 伊藤 誠					
出席委員	教育長 伊藤 純一	○ 委員 伊藤 誠 ○					
	教育長職務代理者 山田 達郎	○ 委員 武田 司 ○					
氏名	委員 市場卓	○ 委 員 山形 照恵 ○					
出席職員	内訳別紙のとおり						

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和2年5月定例教育委員会

No.	部課名 及	大び 職制名	氏	名	No.	部課名	及び職制名	氏	名
1	生涯学習部		片田	雅文	21	指導課	課長	吉野	 桂子
1	工任于自印	又引	ЛШ	7世又	<u> </u>	1日等味	<u> </u>	口判	生丁
2	学校教育部	部長	齊藤	一夫	22	保健体育	課 課長	加藤	将秀
3	生涯学習部	審議監	江部	昭夫	23	IJ	主幹	飯島	雅子
4	学校教育部	審議監	大渕	俊介	24	学校給食	担当室 室長	須田	聖子
5	教育企画課	課長	菊地	治秀	25	市立松戸	高校 事務長	久保田	日昭彦
6	IJ	課長補佐	大西	真	26				
7	IJ	主幹	永淵	智幸	27				
8	IJ	主任主事	島村	仁美	28				
9	IJ	主事	金子	悟	29				
10	教育財務課	課長	大川	典昭	30				
11	教育施設課	課長	木下	透	31				
12	IJ	課長補佐	内藤	秀明	32				
13	社会教育課	課長	瀬谷	眞一	33				
14	IJ	課長補佐	齊藤	真一	34				
15	生涯学習推	進課 課長	藤谷	隆	35				
16	IJ	課長補佐	中山	和子	36				
17	スポーツ課	課長	塩路	猛	37				
18	IJ	主査	冨永	陽子	38				
19	IJ	主事	三野	貴史	39				
20	学務課	課長	近松	真哉	40				

令和2年5月定例教育委員会会議次第

- 1 日 時 令和2年5月14日(木) 午後2時00分より
- 2 場 所 教育委員会 5 階会議室
- 3 議 題
- (1) 議案
- (2) 報告等
- 4 その他

令和2年5月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第6号

松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習推進課)

② 議案第7号

松戸市教育功労者の表彰について (地域安全ボランティア)

(保健体育課)

③ 議案第8号

松戸市文化財審議会委員の委嘱について

(社会教育課)

④ 議案第9号

松戸市教育功労者の表彰について

(松戸市文化財審議会委員)

(社会教育課)

⑤ 議案第10号

松戸市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

⑥ 議案第11号

松戸市教育功労者の表彰について

(松戸市社会教育委員)

(社会教育課)

⑦ 議案第12号

松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課)

⑧ 議案第13号

松戸市教育功労者の表彰について

(スポーツ推進審議会委員)

(スポーツ課)

⑨ 議案第14号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について (スポーツ課)

⑩ 議案第15号

契約の変更について

(松戸市立小中学校空調設備整備 P F I 事業) (教育施設課)

① 議案第16号

令和2年度6月教育費補正予算について (教育企画課)

(2) 報告等

① 新型コロナウィルスに伴う松戸市の取り組みについて

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会 傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

今回の傍聴に関しても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方々には別室に映像を映して、これを視聴していただくこととしております。傍聴の方々は既に別室に入場されています。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって別室への入室許可 に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

◎開 会

教育長 ただいまから令和2年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いします。

よろしくお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案11件、報告等1件となっております。

このうち議案第16号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る 重要な事項に属するものです。したがいまして、議案第16号の審議を秘密会としてはいかが か、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第16号の審議を秘密会とすることにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第16号の審議は秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第16号につきましては記録を残 したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第16号を秘密会にて審議することとなりました。

そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては議案第16号の前に行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、議案第16号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、山田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第6号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第6号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。 ご説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 生涯学習推進課長の藤谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、お手元の資料でございますが、卓上のほうに配付させていただいておりました 資料に、2ページの松戸市公民館運営審議会委員名簿というものがございますが、事前に配付したものと、大変恐縮でございますが、差し替えとなっております。お手元の資料といたしましては、本日卓上に配らせていただいたものをご覧いただければと存じます。

それでは、資料のご説明に入らせていただきたいと思います。議案第6号、1ページ目で ございます。松戸市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

初めに、提案理由でございますが、現在委嘱中の委員の任期が令和2年6月2日をもちまして満了することに伴い、後任者を委嘱するためのご提案でございます。

松戸市公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法並びに松戸市公民館の設置及び

管理に関する条例に基づきまして、公民館における各種の事業の企画、実施について諮問を いたすものでございます。

委員の構成といたしましては、2ページをご覧ください。2ページの構成にございますとおり、学校教育、社会教育、それから家庭教育、学識経験者の方々にお願いいたしまして、今年度につきましては9名の委員の委嘱をお願いしたいというふうに考えてございます。公民館の設置及び管理に関する条例の4条3項の規定にございまして、このたびの任期は令和2年6月3日から令和4年6月2日までとなります。候補委員の氏名はこちらの名簿にございますとおりでございますが、このうち新任となる方々がお二人ございます。

お一人目は、1号委員、学校教育関係者として、市川正人委員、松戸市立松飛台第二小学校校長でいらっしゃいます。もうお一人が3号委員、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、栗原弘枝委員、松戸市PTA連絡協議会の顧問でございます。お二人につきましては、それぞれの校長会、そしてPTA連絡協議会からご推薦をいただいておるものでございまして、ご経験、ご知見に基づきました公民館における各種事業の実施等につきまして助言を賜りたく考えてございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第6号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

資料差し替えです。若干、肩書きのところで、見やすいように整理されたというあたり。

生涯学習推進課長 はい。

教育長職務代理者 いかがでしょうか、ご質問等。

市場委員。

- 市場委員 この公民館運営審議会というものの活動内容について、行っている事業に関して助 言をいただいているというお話がありましたけれども、もう少し具体的に、どういうことを やられたかを教えてください。
- 生涯学習推進課長 公民館運営審議会の活動内容ということでございまして、まず、公民館運営審議会の会議というものが年3回、7月、11月、2月で予定して実施しております。その中で、私どもで取り組んでおります公民館の事業、そして、生涯学習推進課で取り組んでおります公民館の関連の事業等につきまして、事業の実績、あるいは計画等についてご説明をいたしまして、様々なご助言をいただいておるものでございます。

昨年度の2月の審議会のお話を参考に申し上げますと、情報発信の仕方ですとか、自主運

営の企画講座の運営の在り方についてご意見を頂戴したりいたしまして、そういったものを 今後の事業の計画等に反映させるように進めているものでございます。そのほかといたしま しては、公民館研究大会、県で行っているものでございます、ですとか、あと松戸市の文化 祭のほうのご視察も委員の方々にご一緒にご案内しているところでございます。

概要については以上でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第7号

教育長職務代理者 次に、議案第7号「松戸市教育功労者の表彰について(地域安全ボランティア)」を議題といたします。

説明者が入れ替わります。それでは、ご説明お願いいたします。

保健体育課長。

保健体育課長 保健体育課です。ご説明の前に、資料の訂正のほど、お願いいたします。資料 5ページから8ページの推薦調書、⑩適用項目、「第2条第6号」と記載されておりますが、「第2条第7号」に訂正のほど、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第7号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第7号により、4ページ推薦者名簿に記載の地域安全ボランティアにご尽力いただいている方4名でございます。活動内容につきましては、5ページ以降の議案第7号資料の推薦調書に記載のとおりでございます。長い年月にわたり登下校時の児童生徒への見守り活動、地域の安全活動のためにご尽力いただきました。このことに対しまして感謝の意を表すため、ご提案申し上げるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第7号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

4名の方ですね。

山形委員。

山形委員 委員になってから初めて、この地域安全ボランティアという方を対象とした表彰という形ですが、今までにこのような形で表彰があったかという点を教えてください

保健体育課長 この表彰につきましては、私どもも初めて学校のほうからご相談を受けて、今回、表彰のほうの議案に出させていただいたところでございます。そもそもこの学校安全ボランティアというのは市の事業ではございません。学校と町会、もしくはPTAか町会という形で、丸々本当のボランティアで町会の方にやっていただいているところでございます。今回、実際、上本郷小学校のボランティアの方々なんですけれども、3月まで、校長会長、前校長会長なんですけれども、やっていただいておりましたシミズ校長先生のほうから、こういう形でちょっと表彰していただけないかというご相談がありまして、なかなかちょっと表彰に該当するものがなかったんですけれども、企画のほうにご相談した中では、教育委員会の表彰規定の中にボランティアという項目があって、それで表彰できるのではないかということで、今回こういう形で、当時上本郷小学校の校長であったシミズ校長先生のほうにも、こういう形のものがありますと、ただ、学校のほうから推薦状のほうを提出していただいた中で、教育委員会議にかけて、ご承認いただければ表彰できるということでご相談、お話をさせていただいた中で、今回こういう形で議案に上げさせていただいたのが経緯でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員。

山形委員 経緯はとてもよく分かりました。もし学校単位でそのような方にお礼だとか、感謝 状だとか、先ほどご説明にもあったように、PTAや保護者が主体となって感謝の意を伝え るという形を取られている学校と、そうでない学校とあるとは思うんですけれども、上本郷 小学校が今回手を挙げたことによって、それがこの後、ほかの小学校からご提案があったと きにどのように対応していくかというところも含めて教えていただきたい。

保健体育課長 実際、学校で表彰されているところが12校ございます。あとの学校は32校、や

られていないんですけれども、あと、やられているのは学校行事へご招待をして、例えば音楽祭とかに来賓で招いて、日頃の労をねぎらって、生徒たちと給食を食べてというのを開いているというのが39校ということであるのは聞いているんですけれども、今回いただいた上本郷小学校は表彰という制度を独自で持っていないということで、まずご相談があったと。

今後、私どもも初めてこういう形でありましたので、確かにもうほとんどボランティアでやっていただいているケースでございます。そういう形でご相談いただいたので、初めてやるんですけれども、今後、今回初めてやって、増えてくるようならば、ちょっとルール作りなんかは今後していかなきゃいけないのかなというふうに思っておりますけれども、今回初めてですので、特に明確な規定とかはない、ただ実績として、もう15年近くやられたり、そのほかの安全指導とかなんかで町会の役員さんなんかも総動員していただいたりという形で、いろいろご尽力いただいているという、資料以外の話もいろいろ校長先生からお聞きしていますので、そういうこともあるということで、初めてやらせていただきました。

山形委員のおっしゃるとおり、今後増えてくるようならば、ちょっとルール作りはしていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。ただ、まだ、今初めてなので、明確なものは今のところございません。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。今回はここで議論していく中で考えていく、深めていくというか、そのようなことで、私の個人の意見としては、少し慎重に行ってもいいのではないだろうかというところがあります。いろいろな方が小学校に関わってくださっている現状、本当にきちんとした形でお礼を伝えていきたいのが本当のところです。反面、目に見える成果を求めてボランティアを皆様されていないと考えます。しかし、感謝の形を、現状、PTA保護者会などがなくなっている学校もありますし、今もこういう困難な状況では何も動けていない状況なので、教育委員会としてそういう方たちにきちんとしたお礼の形を示すということが大切かなと思いました。これはずれるかもしれませんが、そういう方たちのボランティア保険も、どうなっているのかというところが気になるところであります。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございました。ちょっと確認ですけれども、山形委員のご発言で慎重にという言葉がありましたけれども、こういう表彰については慎重に行うべき、あるいは、いろいろな事例をよく調査をして、どのような、ボランティアと一口に言っても、安全だけでないボランティアもある中で、という意味での慎重にであって、消極にという意味

ではないんですね。

山形委員 消極ではないです。一つの学校ができましたということで、ほかの方が、こちらは 頂いたんだけれども、なぜこちらでは頂いていなかったんでしょうかということが起きたと きに、説明責任がこちらには発生してくるのではないかなと思っています。感謝の気持ちを 表すことはとても大切なので、ぜひやっていただきたいと思います。ただ、それをもう少し 精査というか、ルールを作るなども考えていくことも必要と考えます。その線引きが難しい ところはあるんですけれども、例えば、1年間そういう方たちにきちんとお礼をしていくと いうようなのをルーチンで決めて、きちんと場を持ったり、感謝の意を表する何かを考えて いくことや、ボランティアの皆様への対応を学校32校も含めて調査をするなどしてからの慎重にの意味です。消極的な意味ではないです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

初めての、まあカテゴリーというわけでもないですけれども、カテゴリーとしては割と新たなということですが、関連して、どうでしょうか、その辺、少し深めておいたほうがいいという議論、できましょうか。

市場委員。

市場委員 全く山形委員の言うとおり、ルールができてからの表彰だと思います。感謝の意を 表すのは、もちろんいいんですけれども、教育委員会として表彰するというのであれば、ル ールがあるべきです。

教育長職務代理者 伊藤委員はいかがですか。

伊藤委員 今回の表彰は、8年続けられた方が1名と15年の方が3人おられるんですが、これらはもうこれでやめられる方を対象にしているんですか。

教育長職務代理者 保健体育課長、事情をその辺、ご説明をお願いします。

保健体育課長 特にやめるということは、まだ聞いていません、いうところです。まだ現役で やられている状態です。

伊藤委員 よく校長先生なんかが退職されて、それを機会に、今まで本当にありがとうございましたということで感謝状を出されることが多いですよね。だけど、今回、例えば8年これまでやられたことに対して感謝状を出すんだけれども、まだこの方は来年も続けていくということであると、どういうタイミングでそういう感謝状を出すのかというのは、ちょっと確かに何となくはっきりしませんよね。その辺のところの、ルール作り、ルールになるのかどうかですけれども、その辺、どういう人に出して、どういう人に出さないのかというのは、

ちょっと確かに。

教育長職務代理者 同様の懸念をお感じになっていらっしゃると。

伊藤委員 今、話を聞いてそういう感じを持ちました。

教育長職務代理者 武田委員、どうですか。

武田委員 皆さんおっしゃるとおりだと思います。やはり感謝の気持ちを表現するということ は本当に大事なことで、逆に、先ほど教えていただいたように、12校の学校が自主的に個々 の地域とのコミュニケーションの中でそういったことを既に行っていらっしゃるというのは、 非常に、その校長先生が地域の方に対する目がきちんと向いていらっしゃるということなの で、すばらしいことだなと思います。ただ、それをしなかったといえども、別に地域とコミュニケーションが取れていないわけではなくて、もちろん、逆に言うと、ボランティアをしてくださる方は、表彰してほしいというお気持ちでやられる方って存外に少ないのではないか。 積極的にボランティアに出られる方というのは、昨今一番懸念されている、安全に関することであることか、地域との連携での児童生徒に対する安全の確保みたいなところに、どういった形で思いのある方が積極的に関われるのかを同時に模索していったほうが、この表彰ということだけではなくて、より深いかかわり合いとか、よりその熱意からのお言葉であるとかが反映できたりすると、少し有効性が高まるのかなと思います。

というのは、地域で商店街を経営されている方が知人でおりまして、やはり登下校時に児童が通っていくのを何げなく、やっぱり常に見ていらっしゃる。で、いつも声かけていく子は声をかけていくというような状況が普通にあるそうなんですね。そうすると、じゃ、体を出してやっていることと、日々に見守っていることにも、多少の差異はあると思うんですが、見守りという点に関しては同じ効力があるのかなというところで、何というか、学校個々の、町の状況によっても大分いろいろなことが違うとは思うんですが、何でしょう、そのボランティアの積極的な関わりということはどういうふうにしていただけるんだろうということを、地域とか校長先生が、その学校の地域の雰囲気とかそういったものと含めて、何というか、個々にいろいろなことを判断するいいきっかけとして、今回の表彰が起因になればいいなというふうに感じます。

教育長職務代理者 多分、ボランティア組織自体が非常に流動的なところがあるので、関わり 方も、週に1回の方もいらっしゃるでしょうし、毎朝長時間の方もいらっしゃるでしょうし、 本当に体調に応じてとか、天候によってという方もいらっしゃるかも、いろいろな関わり方 がある中で、統一的なルールとか年数とかというのも、非常にこれはまた難しいところであ ることを想像します。今回は学校の推薦があった、要請というか推薦があったので、教育委員会のほうでこういうことを検討したという、ベースとしてはそこに乗っかっているという以上の今、ルールはないということです。

今出た意見を、これは保体課だけが考えることでは、もしかしたら、ないのかもしれませんし、学校の課外活動とかも含めて、ボランティアの方ってたくさんいらっしゃるので、どのように考えていくかというのは整理をされる。まあ、そのルールというルールになるかどうか、整理をされたほうがと良いのではないかいうのが全体の意見だったように思います。

この辺、校長先生とかがかえって、こういう先行事例をお聞きになって、迷われたり、ばらついたりということがあったりすると、またどうなのかなというところもあって、この辺は、じゃ、事務局といいますか、教育長といいますか、お考えいただいて、今後の運用を、まあ感謝の意を示すということに関しては皆さん前向きだけれども、どうしようかというあたりですかね。今後に向けての指針がある程度あるといいのかなという。

伊藤委員。

- 伊藤委員 場合によっては、今回の4名の方が表彰されるのを契機にして、ぜひうちの学校でもやってほしいとなる可能性はあるわけですよね。今回、上本郷小学校だけの関係者だけを先行的にやるわけですから、そうすると、その話を聞いた他の学校が、うちでもそういう人はいるので、ぜひ表彰してくださいと、教育委員会でやっていただけるならやってほしいというふうに出てくると思いますので、そのときどうするかというのを、ルール作りを含めてちょっと教育委員会のほうで検討していただいた方がいいと思います。
- **教育長職務代理者** 保体課長でよろしいですか。その辺のところをもう一言、コメントいただければと思います。
- 保健体育課長 今、委員さんからそれぞれいただいた、全くごもっとものことで、今後ルール 作りというのは私どものほうも、これを議案に乗せるのと同時に、今いろいろ増えていくこ とも考えられますので、例えば、やめるときとか、そういった条件作りというのは今後、し ていかなきゃいけないかなというふうに今、考えているところでございます。

また、なお基本的には、やられている学校がございますので、日頃の、ただ、ちょっと言葉悪いですけれども、通常の感謝だったら、感謝状を学校で作ってもらえないかとか、ある程度、例ですけれども、例えば20年以上務められて、やめる場合はこういった形のものは利用できますよとかいうルール作りは、ちょっと今後、作ってやっていきたいというふうに思っております。

これは今回初めてですから、こういう形でやって、作った中では、今回こういう形で表彰 するに当たっては、教育委員の皆様からそういった形でいただいたのでという、ちょっと言 い訳ではないんですけれども、今後出てくるところについては、そういった形のルール作り を適用させていただいて、実施していきたいなというふうに今、思ったところでございます。 簡単ですけれども、ちょっとそんな形で、すみません。

武田委員 ちょっと質問なんですけれども、今回出てきたのは、そうすると、上本郷小からの ご意見で4人、ピックアップ4人ということですか。

保健体育課長 そうです。

武田委員 ほかの学校は一切。

保健体育課長ないです。宣伝とかそういうのは一切ない。

武田委員 これは教育長に聞いたほうがいいのかしら。足並みがそろっていないということに対して、校長先生たちの中から何か、余り不穏になるような思いというのはないんですか。 大丈夫ですか。

教育長職務代理者 不穏はないにしても、取扱いというか、ちょっと、知らなかったというような声が出るかどうかという、ご質問ですので、教育長。

教育長 中には言う人いるかもしれないけれども、私は全然気にしないですね。

教育長職務代理者 あともう一つ、これは記念品ありになっているんですよね。ですので、そこは多分、運用上、7号はありなんですか。根拠規定によって記念品の有無が決まってくるのかしら。

保体課長、お願いします。

保健体育課長 記念品はありになっています。

教育長職務代理者 ありますね。これ表彰とか感謝では、記念品ないのも結構あります。だから、ここら辺もちょっと種類が違うので、本当にボランティアの数で行くと、かなり、学校を通算すると何百人になってくる可能性が高いので、ここら辺について安定的な運用ができるような仕組み作りを、保体課だけなのか、指導課とかほかも関わってくるのか、ちょっと分かりませんけれども、ボランティア全般に対してのルール作りということに関して、広げていただければという感じですか。

保健体育課長 はい、ボランティア全体となると、企画さんにもちょっと入っていただいてという話になってくるかと思います。ただ、安全関係になれば、事業としては市でないんですけれども、まあうちが中心なんじゃないかなというふうには思っております。

- **教育長職務代理者** そういうことですね。これ、先ほど根拠規定が6号、7号、ちょっと変わりましたけれども、これ記念品ありで大丈夫ですか。
- **保健体育課長** ありにしてしまっているんですけれども、今ちょっと確認したら、担当課のほうでオートマチックでちょっと、ありなのかなというふうに勘違いしておりまして、中身からすれば表彰状だけでよろしいのかなというふうに思いますので、そこをなしのほうの訂正なんていうは可能なのかな。
- **教育長職務代理者** どうでしょう、今日の会議終わるまでにこれ、確認取れますか、事務局、 教育企画課のほうで。ほかとのあれがあると思いますので。
- **保健体育課長** 私もちょっと漏れて、オートマチックなのかなと思っていたんですけれども、 今確認したら、担当課で決めていいということなので、できれば、なしの、表彰状だけで私 はいいのかなというふうに思っておりますので。
- 教育長職務代理者 よろしいですか。あるいは、時間置きますか。いいですか。
- 保健体育課長 いいや、いいです。
- 教育長職務代理者 ここでいいですか。
- 保健体育課長 はい。
- **教育長職務代理者** では、資料の訂正ということで、記念品の部分については、なしというふ うに、4名の方については訂正をしていただいて、運用するというお話です。妥当であると いうことでいいですか。
- 市場委員 確認ですけれども、感謝状ですよね、表彰状じゃなくて。
- 保健体育課長 はい、感謝状になります。
- 教育長職務代理者 感謝状であるということですね。
 - 武田委員。
- **武田委員** なしでいいというふうにおっしゃったんですけれども、ありとなしの差について、 すみません、もう一度確認させていただいていいですか。どういったときにありで、どうい ったときになしと決めておられるのか。
- **教育長職務代理者** それは保健体育課でいいですか。担当課で決める、でよろしいですか。 (「ちょっと確認させていただいてよろしいですか」の声あり)
- **教育長職務代理者** 保健体育課長、そうしたら、申し訳ないんですけれども、教育企画課とそこが、この辺、私も覚えていないので申し訳ないですけれども、昔から時々、あるとなしで 運用について迷うことがあって、あれなので、特に表彰がやっぱり気持ちよくお渡しするた

めにも、ここを一発で決めたいので、ちょっとこの議案の、その根拠をしっかり調べて、ほかの例と整合させた上で、最後確認をしたいと思いますので、この4名に対する表彰だけは 議決終わらせておいて、最後ご報告いただくようなことを、この会議の終了までにお願いできますでしょうか。

(「分かりました」の声あり)

教育長職務代理者 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 基本的には、ないということを前提に、今ここでやりますけれども、その 運用については、ほかとのバランスを含めて確認して、最後にご報告いただくということで、 少し留保はしておきますけれども、議案としては、なしで議決を採るということで進めさせ ていただきます。よろしいでしょうか。

では、ちょっと時間もかけましたので、これで終わらせていただきます。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号につきましては、資料を訂正の上、決定するということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第7号は決定をいたしました。

では、後ほどご報告をお願いいたします。

◎議案第8号

教育長職務代理者 次に、議案第8号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とい たします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 よろしくお願いします。議案第8号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」 ご説明をいたします。

松戸市文化財の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、松戸市文化財審議会委員を委嘱するものでございます。提案理由は、令和2年5月31日をもちまして委員の任期が満了するので、後任者を委嘱するためのものでございます。任期につきましては、令和2年6

月1日から令和4年5月31日までとなります。

文化財審議会委員の職務は、文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、及び、これに必要な調査研究を行うことになっております。現在の委員の任期につきましては令和2年5月31日までとなっておりますので、この6月1日からの委嘱に当たりまして、次のページの名簿に掲載している方にお願いをしたいと考えております。今回、再任が5名、新任が2名でございます。対象となる文化財の種類や年代が多岐にわたりますので、それぞれの専門分野の方に入っていただいております。

それでは、新任者について説明させていただきます。名簿の下から2番目でございます。 民俗学を専門とする委員といたしまして、菊池健策氏をお願いしたいと考えております。菊 池氏は元文化庁の調査官でございまして、現在、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研 究所無形文化遺産部客員研究員でいらっしゃいます。複数の大学で非常勤講師をされる一方、 埼玉県、東京都などで文化財保護審議会委員を歴任されております。現在は千葉県文化財保 護審議会委員を務めており、市川市在住であり、千葉県の文化財についても幅広い見識をお 持ちでいらっしゃいます。今年度から松戸市の文化財保護活用地域計画を策定する予定でご ざいますので、これまでの経験を生かし、その力量を十分発揮していただけると期待をして いるところでございます。

名簿の一番下でございますが、仏教美術史を専門とする委員といたしまして、武笠朗氏をお願いしたいと考えております。武笠氏は現在、実践女子大学教授でいらっしゃいます。専門は日本東洋美術史、仏教美術史、日本彫刻史でございます。武笠氏は現在、文化庁文化審議会専門員を務められており、過去に千葉県文化財保護審議会委員を務められております。松戸市は市内全体に神社仏閣が建立しており、仏像なども市内に点在していることから、仏教美術に関しての知見を生かし、その力量を十分に発揮していただけると期待しているところでございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第8号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか、新任の方2名、長い方、3期、4期の方もいらっしゃいますし、新任の方。

市場委員。

- 市場委員 次の9号議案を見ますと、今回やめられる松田孝史さんという方が松戸史談会会長 と書いてあります。松戸史談会というのは地元の方が地元の人たちと一緒に、歴史的な調査 というか、知見を深めるための会であると理解しています。そのように地元の史跡を実際に 巡っていらっしゃる方が委員であることは意義あることだと思います。今回、肩書きとして は、大学教授とかそういう方ばかりになったことについて、松戸の郷土史について詳しい方 がいらっしゃるのかという懸念をちょっと思いましたけれども、その辺についてはいかがで しょうか。
- 社会教育課長 市場委員のおっしゃったとおり、今回、史談会の方、実はご高齢でいらっしゃ いまして、そういうこともあってご退任されるんですが、史談会自体とはこの審議会以外で も付き合いが十分あります。そういうところで、そういう地域の方とか地元の方の意見はい ろいろと文化財の事業について反映させていきたいと思っていますので、この審議会自体は この専門の方で進めていきたいと思っています。そういう意味で、今回の新しい方も含めて、 この審議会、新しい審議会になりますが、十分力を発揮していただけるものと考えておりま す。

以上です。

市場委員 そういうことであれば結構です。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

武田委員もよろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 それでは、ほかないようでございますので、これをもちまして質疑及び討 論は終結といたします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第9号

教育長職務代理者 次に、議案第9号「松戸市教育功労者の表彰について(松戸市文化財審議 会委員) | を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 お願いします。議案第9号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明をいた します。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由としましては、松戸市文化財審議会委員として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためのものでございます。対象者は次ページに記載の2名で、経歴等につきましては、 さらに次ページに記載の推薦調書のとおりでございます。

金丸良子氏は平成12年6月1日から令和2年5月31日まで、10期20年にわたり松戸市文化 財審議会委員として本市の文化財行政にご尽力をいただいた方でございます。松田孝史氏は 平成26年5月6月1日から令和2年5月31日まで、3期6年にわたり松戸市文化財審議会委 員として本市の文化財行政にご尽力をいただいた方でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ご説明ありがとうございました。

これより質疑及び討論といたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は 終結といたします。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第10号

教育長職務代理者 次に、議案第10号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第10号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明をいたします。

社会教育委員設置条例第2条に基づき、社会教育委員を委嘱するものでございます。

提案理由は、現在の委員の任期が令和2年5月31日をもって満了するためでございます。

次期の委員の任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなります。 次ページの名簿の掲載の方にお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、新任の委員につきましてご説明をさせていただきます。名簿の2番目の安達里 季氏でございます。食を通して全ての世代の地域住民を支援する、小金ほのぼの食堂の会の 代表を務めていらっしゃいます。

次に、4番目の淺岡裕子氏でございます。長年学校教育に携わられていました元校長先生で、以前、千葉県子どもと親のサポートセンターに出向されていた経験から、親目線、子ども目線のご意見を期待しているところでございます。

次に、5番目の奈賀綾子氏でございますが、松戸市PTA連絡協議会に長年にわたり携わられ、子ども部の松戸市子ども・子育て会議の委員も務めていらっしゃいます。

8番目の米原立将氏でございますが、流通経済大学の社会学部の准教授でいらっしゃいます。保育学、子どもの遊び場と学びがご専門でいらっしゃいます。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第10号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

よろしいですか。新任の方が4名、今ご説明いただきました。

子ども食堂の関係の方が入られるのは初めてですかね。また、淺岡さんは元学校関係者であり、教育者でありということであり、かつ女性の、奈賀さんもPTAのほうでご活躍で、それから、米原先生は社会学部のほうで、子どもの遊び場等についてのご見識を持たれているというご説明でした。よろしいですか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、以上をもちまして質疑及び討論は 終結といたします。

これより議案第10号を採決いたします。

議案第10号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第11号

教育長職務代理者 次に、議案第11号「松戸市教育功労者の表彰について(松戸市社会教育委員)」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 お願いします。議案第11号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明をいた します。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定に基づき、別紙の方々に感謝状を贈呈する ものでございます。

提案理由といたしましては、松戸市社会教育委員として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。対象は、次のページに記載の大橋純一氏、山口恵理子氏、山﨑敏子氏の3名で、経歴等につきましては、さらに次のページに記載の推薦調書のとおりでございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第11号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

先ほどの件とセットの議案で出ておりますけれども、4期8年お務めいただいたということであります。

伊藤委員。

- 伊藤委員 伊藤です。今回、4名の方が新しく加わられたということで、4名の方がやめられ たと思うんですが、今回表彰されるのが3名というのは何か理由があるんでしょうか。
- **社会教育課長** 伊藤委員おっしゃるとおり、今回、退任の方が4名、この表彰については3名となっておりますが、お一人、1期2年で今回、替わられるということで、残念ながらこの表彰の規定にそぐわないため、今回、3名の表彰をお願いしたいというところです。

以上です。

伊藤委員 短いんですね。はい、分かりました。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といた します。

これより議案第11号を採決いたします。

議案第11号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第12号

教育長職務代理者 次に、議案第12号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議 題といたします。

ご説明お願いいたします。スポーツ課長。

スポーツ課長 よろしくお願いします。議案第12号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱に ついて」ご説明申し上げます。資料22ページをお開きください。

提案理由でございますが、2名の退任があったことから、松戸市スポーツ推進審議会第4 条の規定により、後任者を委嘱するためご提案をさせていただくものでございます。委嘱い たします委員は、記載のとおり2名でございます。

初めに、山本圭一さんにつきましては、公益社団法人松戸青年会議所の12月総会において 新理事長に就任されたことに伴い、新たな委員として選出するものでございます。

続きまして、加藤和孝さんにつきましては、松戸市スポーツ推進委員連絡協議会の役員改選において会長に就任したことに伴い、新たな委員として選出するものでございます。

資料23ページには松戸市スポーツ推進審議会委員の名簿を記載しております。なお、新しく委嘱いたします委員の任期につきましては、令和2年6月1日から令和3年5月31日まででございます。

以上、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第12号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

ご質問、確認事項。

市場委員。

- 市場委員 市場ですけれども、今、山本さんが就任するのは、青年会議所の理事長になったから、みたいな説明だったような気がしますけれども、それは、役職に就くと、なるという理解でよろしいんでしょうか。
- **教育長職務代理者** 推薦団体というんですかね、ちょっとその位置づけについて。 スポーツ課長。
- スポーツ課長 お答えします。役職の会長になられたということで、選任させていただきました。
- **市場委員** それは、前の方がやめられて、次の後任として推薦があったという意味ではなくて、 自動的になるという意味ですか。
- **教育長職務代理者** その団体の役員が替わったことによって、教育委員会として自律的にこういう動きをしているのか、あるいは、その団体から、役職の変更があったのでという依頼といいますか、報告があった結果、そうされているのかということですかね。

スポーツ課長。

- スポーツ課長 青年会議所におかれましては、スポーツの関係で関わりが高いものですから、 その中で1人、選任をさせていただいたということです。
- **市場委員** ですから、前任の方がいろいろなことで、それこそ役職を退かれたから、このスポーツ推進委員もやめられたと。そして次の委員の推薦を求めたところ、相応しい方として山本さんが推薦されたということでよろしいでしょうか。
- スポーツ課長 申し訳ございません。今おっしゃられたとおり、替わられたということで、選任させていただいたということになります。

(「青年会議所のほうが推薦してきたんでしょう」の声あり)

スポーツ課長 すみません、青年会議所のほうからも推薦があったということでございます。 教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員。

山形委員 市場委員の続きのような感じになるんですが、説明の中で、青年会議所がスポーツ と関わりがあるというお話があったんですけれども、具体的にイメージがつかなかったので、

具体的にどんなところで関わりがあるか、教えていただけますか。

- 教育長職務代理者 スポーツ課長、よろしいですか。
- スポーツ課長 お答えいたします。スポーツ施設とか、様々なスポーツ用品、それから、様々なサービスを使用することから、スポーツがもたらす経済効果を考えると、青年会議所及び 商工会議所との関係が深いということでございます。
- **教育長職務代理者** 経済的な関わりから。ちょっとこれ、確認をしていただきたいんですけれども、以前からここにこの席があって、ご協力をいただいているのは、例えば、お正月のマラソンのときなんかに豚汁かな、みそ汁かな、何かそういうことをボランティア提供してもらうとかという一翼を担ってもらっているというようなことが以前、マラソンのほうのご報告で聞いたことがあります。そういう市民団体としての関わりもあったからなのかなと私は思っていましたが、今のご説明だと、市内経済団体としてというご説明でしたけれども、それはそれでよろしいですか。

生涯学習部審議監。

- 生涯学習部審議監 お答えいたします。経済的な関わりももちろんございます。七草マラソンにおきましても、盛り上げの一環として、ブースを張っていただいて、豚汁などを提供していただくということでご協力をいただいております。そういったご協力の意識も非常に高くて、必要としている団体ということでございます。非常に協力していただいている団体でございます。スポーツの関わりということでは、一例として、今お話しされたとおりでございます。
- **教育長職務代理者** 団体としての関わりの根拠は、市内の団体である、それが経済団体という か青年団体というか、そういう位置づけで関わってもらっているけれども、結果、七草マラ ソンのときとかのいろいろな提供、人的な、物的な提供等も含めて、関わりが深いというご 説明だったというふうに理解していいですか。

山形委員、どうですか。

山形委員 分かりました。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ここはちょっと、各団体からの、その推薦母体からの変更に伴うものという議案でございました。よろしければ、これは任期が1年で、また来年出るのかな。 令和3年にはまた次の任期が来ますので、このお二方については前任者の残任期間ということでございます。改めて、またそのときにも議論になるかとは思いますけれども。 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ほかないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第12号を採決いたします。

議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第13号

教育長職務代理者 次に、議案第13号「松戸市教育功労者の表彰について(松戸市スポーツ推 進審議会委員)」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第13号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明申し上げます。資料24 ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進審議会委員として活動され、これまで多大 な功績とご苦労に感謝の意を表し、表彰するため、ご提案させていただくものでございます。

表彰推薦者の藤井敦さんの経歴、功績概要につきましては、25ページをご覧ください。 6 期9年11か月にわたり本市のスポーツ振興推進にご尽力をいただいております。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

ご説明は以上でございます。

これより質疑及び討論に移ります。

いかがでしょうか。

藤井さんは、元松戸市スポーツ推進委員連絡協議会の会長さんでいらしたということですね。9年11か月、ほぼ10年間にわたってご尽力をいただいたと。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は 終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

議案第13号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第14号

教育長職務代理者 次に、議案第14号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定 について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第14号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明申し上げます。

ご説明の前に、訂正したものがございます。差し替えさせていただきましたので、申し訳 ございません、よろしくお願いいたします。27ページをお開きください。

まず、提案理由でございますが、松戸運動公園陸上競技場の改修工事に伴い陸上競技場使用料及び附帯設備使用料の改定を行うとともに、照明設備の新設に伴い照明料金を定めるものでございます。

詳細につきましては、28ページ、参考資料の新旧対照表のとおりでございますが、主な改定内容を申し上げます。今回、陸上競技場の整備に伴いまして、現行の9時から17時までの使用料金、1コマ2時間になりますが、4,400円を、9時から21時までとしまして6,240円に、本部室と控室については原則同時に使用しているため、2部屋を1部屋として330円とします。また、照明設備の新設に伴い利用時間の拡大を図ることから、附帯設備として照明料金を新設し、30分当たり940円の料金設定といたします。あわせて、陸上競技場を中学生以下が使用する場合につきましては、使用料の無料化をいたします。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第14号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

差し替え資料のほうをご覧ください。

伊藤委員。

- 伊藤委員 今回の改正は、施設が整備されたことに伴う改正だと思うんですが、大体割合から 言うと42%程度上がっていると思うんですけれども、これは何か横並びというか、他の近隣 都市との比較とか、どういう考慮でこの金額を定められたのかというのをちょっと教えてい ただければと思います。
- **教育長職務代理者** 新しい金額の根拠を、特に増額しているところもあるので、もう一度根拠 についてご説明をというご質問だったと思います。スポーツ課、よろしいでしょうか。 スポーツ課長。
- スポーツ課長 お答えいたします。こちらの使用料の算定方法ということだと思いますが、新しい使用料の考え方と試算根拠については、平成30年度に運動公園の野球場の料金改定を行ったときと同様に、陸上競技場にかかる工事費から算出いたしました。工事費から助成金を差し引いた3億5,400万円から、耐用年数、15年になりますが、と年間の利用コマ数、1コマ2時間、受益者負担金50%を勘案し、算出しております。他市のほうの情報も勘案に入れて、やらせていただきました。

以上でございます。

- **教育長職務代理者** かなり、式がちゃんとあるんですね。耐用年数、償却していく償却費といいますか、の50%が利用者の負担というご説明でしたか。そこから割り出していくと、このような金額になっていくと。コマ数ですからね、稼働しない日もありますから、それをみんな利用者が負担するわけではないけれども、計算上は半分を持っていただくということです。伊藤委員。
- 伊藤委員 そうすると、例えば、同じような施設が柏市とか流山市とか野田市にあるかどうか、 私もちょっとよく分からないんですが、ほかと比べても、どういう感じでしょうか。先ほど、 考慮してとおっしゃいましたけれども、ほかの都市よりも安めですか、それとも全く同じで すか、ちょっと高いとか、そういうことはあるんでしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 近隣ということもございますが、一例として、近くですと、成田市が1コマ2 時間なんですが、6,600円、市原市が6,500円、浦安市が4,950円という形になっております。 教育長職務代理者 多少いろいろはあるけれども、レンジとすると4,000円から六千何百円と

- いうところがあり、大きく外れてはいないというご説明でしょうか。 スポーツ課長、補足を。
- スポーツ課長 そこに照明料金とかを加えると、今言いました成田市で使用料と照明料金2時間という設定をいたしますと、約1万6,960円で、先ほど言いました市原市が1万7,420円、八千代市が9,920円で、松戸市が使用料と照明料金2時間を使いますと1万円ということになります。
- 教育長職務代理者 伊藤委員、いかがでしょうか。
- **伊藤委員** 今のは、アマチュアスポーツに使用するという場合の計算ですか。
- 教育長職務代理者 全てアマチュアスポーツについての比較でいいですか。
- スポーツ課長はい、そうです。
- 伊藤委員 松戸市としては、スポーツ以外に何かグラウンドをいろいろな集会とか、あるいは 何かの販売会とか、お祭りみたいな形に使う場合も、一応金額は出ていて、ほぼ倍額ですけ れども、仮にこれだけの金額を払って使いたいということであれば、むしろ松戸市としては そういうのを推奨するようなお考えはお持ちなんでしょうか。
- **教育長職務代理者** つまり、アマチュアスポーツでない催し物というカテゴリーに入るんですかね。
- 伊藤委員 はい、一応カテゴリーで入ってはいますので、そういうものを推奨するというか、 何というか、利用を高めるために、そういったこともお勧めしたいというか、そういうお考 えをお持ちなのかどうかというのを。
- **教育長職務代理者** 利用率を高めるために、スポーツ、中でもアマチュアスポーツでない機会 も積極的に提供していくのかどうか。提供というか、申込みがあれば、あれなんでしょうけ れども、そういう活用として、そっち方面に力点を置くかどうかというご質問でしょうか。 生涯学習部長。
- 生涯学習部長 伊藤委員おっしゃるように、プロモーション、松戸市を宣伝していくということを考えると、いろいろな活用といったことでは広く、要はアマチュアスポーツだけじゃなくて、営利のいろいろなイベントをやっていただくといったことは、実施していただくことは否定するものではありません。ただ、やはり目的が市民のための運動公園、陸上競技場ということにはなっておりますので、やはり中心的には市民の方々ができるだけ費用負担少なく利用していただくことを主体には考えていきたいと思っているところでございます。ただ、過去にはイベント等で陸上競技場が使われたこともあるようで、そのようなことも見据えて

はいるということでは考えているところです。

- 伊藤委員 その関連で、スポーツに使う場合とそれ以外で使う場合で、いろいろなカテゴリーがあるんですけれども、それは全て早い者順で押さえて、だから、スポーツ以外のもので何か押さえられちゃって、その結果、スポーツができないということもあり得ると考えてよろしいんですか。
- スポーツ課長 お答えいたします。予約でございますので、前もってそこに催し物が入れば、 スポーツができないという形には当然なる形になります。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 ただ、学校スポーツとか、予定を組んであるものについては当然、先に市 民のためのそういう大会を行われているということですね。

ほか、よろしいですか。

山形委員。

- 山形委員 2点あります。今の予約システムについて、公民館のようにインターネット等の予約になるのかというところが知りたいです。もう一点が、お子様、幼稚園、小学校、中学校の使用が無料に全て変更されていますが、全体の成人が利用するほうは、設備等もあって価格は上がっているんですけれども、お子様の利用率がどのくらいあって、ここが収入がなくなるというところに関して、それを鑑みてこの金額になっているのかというところを確認です。
- **教育長職務代理者** 予約システムと、子どもたち、中学生以下の利用率、2点、ご質問がございました。

スポーツ課長。

スポーツ課長 まず、予約システムでございますが、それは陸上競技場に関しては、予約は直接受付という形になります。

それと、子どもの料金でございますが、今回、陸上競技場のほうが、今まで夜間の照明ございませんでしたので、時間も5時までということでございました。それが9時までになりましたので、そういう観点から、できる限り市内の子どもたちに新しくなった陸上競技場を味わっていただきたい、楽しんでいただきたいという意味も込めまして、無料にさせていただきたいということでございます。

教育長職務代理者 子どもの大会とか、そういったスポーツの利用率というのは、まだ実績がないということですね、夜間がなかったから。今ちょっと、ご質問はそっちだったんですけ

れども。

スポーツ課長。

スポーツ課長 当然ございました。ございましたが、団体利用で使用する場合と、個人で利用する場合がございます。個人で利用する場合につきましては、今私のほうでお答えさせていただいたとおり、より多くの子どもたちに楽しんでいただくためにということで、無料化にさせていただいたということでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

生涯学習部長。

生涯学習部長 ご質問のほうで、子どもの利用料金が無償になった分、それを考慮して値段を設定したかということについては、特にそういうところの部分について考慮はしておりません。もともと子どもの利用料金というのは、こちらにもありますように、個人で使う場合って1回当たり50円という設定です。個人使用で得た歳入が、大人と子ども両方合わせて46万円程度で、そのうち子どもが占める割合というのは10万円ぐらいです。団体利用におきましても、トータルで160万円ほどの歳入に対して、一般の方々の利用が110万円、子どもが53万円ぐらいで、トータルで60万円ぐらいの、200万円の歳入に対して60万円ぐらいの子ども部分の歳入だったものですから、特にそこが大きく運用に左右されるものではないという判断の中で、無料化ということを判断したということでご理解いただければと思います。ですので、繰り返しになりますが、子どもの料金を大人の料金に上乗せして値段を設定しているわけではないということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

山形委員 分かりました。

教育長職務代理者 山形委員、どうぞ。

山形委員 では、学校行事等で使っているときは料金は発生していないという考え方でよろし かったですか。

(「はい」の声あり)

山形委員 学校でこれ、払っていたのかと思ったら、かなりの額だなと思って想定していたのですが、個人で使ったり、もしくは個人のクラブとかで使ったというところの収益が全体で200万円ぐらいあって、60万円ぐらいが子どもの部分ということなんですね。分かりました。

教育長職務代理者 予約システムは一応、電話受付というようなことですね。

山形委員 あともう一点。予約システムも、いろいろなこともありますし、もしよければ、イ

ンターネットを介してとか、空き状況が分かったりするほうが、先ほど伊藤委員がおっしゃったようなプロモーションという点で、検索にひっかかりやすいだとか、利用のしやすさ、1週間続けてここを利用したいとか、そういうようなリピートにも活用できるかと思います。電話の受け答えはエラーがあると確認も難しくなってきたりします。また書類も、紙も発生します。紙と決済ができるのであれば、インターネットを使うとペーパーレスにもなりますし、そこにかける人件費も少なくなると思ったので、公民館のようなシステムがあるといいのではないかなという意見です。

ありがとうございます。

教育長職務代理者 ご意見ということでよろしいですか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、多少時間も使わせていただきましたので、以上をもちまして質疑及び討論は終 結といたします。

これより議案第14号を採決いたします。

議案第14号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第15号

教育長職務代理者 次に、議案第15号「契約の変更について(松戸市立小中学校空調設備整備 PFI事業)」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育施設課長。

教育施設課長 教育施設課長の木下と申します。よろしくお願いいたします。マスクのまま失 礼いたします。

それでは、議案第15号「契約の変更について」をご説明させていただきます。議案書29ページをお開きください。

本件は令和元年松戸市議会6月定例会議案第10号をもって議決されました松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約につきまして、次のとおりに契約の変更を6月定例市議会

に議案として提出するよう市長に申し出るものでございます。契約変更の契約金額として、 1、変更前の契約金額47億9,837万1,145円、2、変更後の契約金額48億119万8,585円、3、 変更による増額分282万7,440円となるものでございます。

次に、提案理由といたしましては、整備対象教室の増加に伴い空調設備の維持管理費用が 増額したため、契約変更を締結するものでございます。この提案理由の内容を、お手元に配 付させていただきました別添資料に基づきご説明させていただきます。

上段の表には、これまでの契約の経緯をまとめたものでございます。表の上から2行目、 1の当初契約から5の契約変更まで、教育委員会議での議案審議及び採決を受け、市議会、 本議会での議決を得た後、契約の締結を行ってまいりました。

次に、下段に参考といたしまして、令和2年度増設整備分の内容を記載しております。令和2年4月の学級編成に伴い空調設備が新たに必要となった教室の状況に対応するため、小学校7校10室、中学校4校4室、合計14室を増設整備するものでございます。本来ですと、この増設整備はPFI事業の一環として本契約において対応すべきものでございますが、この契約変更に伴う議案が6月議会の最終日に議決を得た後となりますと、整備着手までに約1か月程度の準備期間が必要であり、1学期中には整備が間に合わず、児童生徒の教育環境に影響が生じてしまうこととなります。このため、増設整備につきましてはPFI事業者である松戸SAパートナーズ株式会社と令和2年4月13日に、14台の増設、1台の移設の契約を締結し、できるだけ早い時期に整備する予定でございます。

なお、この増設整備の予算につきましては、本契約の予算と別枠となりまして、PFI事業の令和2年度当初予算の一部として執行するため、補正予算の必要はございません。

以上のことから、増設整備されます14室の維持管理費用の事業期間である令和11年3月31日までの9年間分の増額に伴う契約変更といたしました本議案をご審議いただくものでございます。

恐れ入りますが、議案書に戻りまして、30ページの議案第15号、参考資料をご覧ください。 1、事業名、2、事業場所、4、契約の相手方、5、事業期間につきましては、記載のとおりでございます。3の整備対象教室につきましては、14室が増えることにより、既存の1,509室から1,523室に変更するものでございます。

議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

PFI事業で、スタートなかなか複雑だなと思ったところで、毎年これが出てきます。今回は14室、プラス1室、移設ですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 移設も入って、主にあれですね、普通教室は大体もう終わっていて、特別 教室等ですかね、の部分が増えてきていると、徐々に整備が進んでいるという理解でいいん でしょうかね。

教育施設課長。

- **教育施設課長** いろいろなケースがございますが、今回ほとんどが多目的室とか会議室、違う 用途だったものに対して、普通教室になるところ、それと特別支援学級になるところという ものが主なところでございます。
- **教育長職務代理者** なるほど、普通教室に転換するところとか、いうところが多いということですね。
- 教育長 多いというか、もともと特別教室には設置しない、これは。
- 教育長職務代理者 特別教室には設置しない予定。
- **教育長** ところが、昨年度までそういう状況であったところに、いろいろな用途変更で普通教 室にしなければいけないので、工事をさせてもらうということです。
- 教育長職務代理者 ということでございます。

市場委員。

- **市場委員** 生徒数は恐らく微減だと思うんですけれども、教室を増やす必要性は出てきている ということなんですか。
- **教育施設課長** 児童生徒数が減少しているという現状もございますが、そのほかに、低学年の クラスが進級する際に、進級する学年よりもクラスが多い場合、校舎や階数が変わったり、 その移動先の状況によりまして、増設等も考えられるというところでございまして、今回、 もちろん児童生徒数が増えたことによる増加もございますが、それらの積み重ねによって増 設設備を行っているところでございます。

以上でございます。

- 教育長職務代理者 全体としての総数と、あと地域的なばらつきですかね。
- **教育施設課長** はい、そうでございます。新たな開発等によりまして、地域によっては増設の 必要が出てくるというようなことに起因したところでもございます。

市場委員 いろいろなところで、事情が違うので、そういうことであれば、納得です。 教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして質疑及び討論は終結といたします。 これより議案第15号を採決いたします。

議案第15号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。 どういう順番にしましょうか。この後すぐ報告でいいですか。先ほどの。

以上で議案第15号まで終わりまして、報告事項に移る前に、先ほどの議案第7号ですね、 本日の2件目にありました議案第7号につきましての確認のための報告を、教育企画課長、 お願いいたします。

教育企画課長 教育企画課でございます。先ほどご審議いただいた中での議案第7号ですね、 教育功労者の表彰についての地域安全ボランティアさんの表彰に伴う記念品の関係で、一応、 先ほど、なしというところでご審議をいただきました。

確認をさせていただきましたところ、条項によって記念品の有無の規定はございません。これは、各部署所属で表彰するときに、予算だとか、その感謝や表彰の内容に応じて記念品の有無の判断をしているようでございます。ですので、この条項等によって記念品の有無の規定は現在のところはございません。現在、記念品、逆に言うと、ありということでやられている中では、医師会、それから学校の、学校医さんだとか、そういった方々への表彰のところで記念品、それから、学校長等の記念品というところが実績があるようですが、特に条項によって有無というところはございません。

先ほど、保健体育課長のほうでお答えさせていただいた中では、その有無のちょっと勘違いというか、こちらのほう、感謝状に筒をつけているんですが、その筒が記念品ではないかということでちょっと勘違いをしたようでございまして、他の部署でいくと、筒を記念品と扱うような部分もございまして、ちょっとそちらのほうと混同されたようでございます。確認をしたところ、こちらの筒が記念品の一部ではないかということで、ありというような判断を先ほど、ご説明でしたようでございまして、こちら確認取れましたので、ご報告をさせていただきます。

ただ、今後、先ほどのお話もありました、記念品の有無についての明確なところというと ころは、ある程度今後、審議会だとかそういうところでいろいろと精査されることも、必要 性は重々感じていますし、委員の皆様から、やっぱり明確なものがあったほうが分かりやすいというご意見もいただきましたので、ちょっとこちらの事務局も含めて、再度そのところは検討させていただいて、各所属の考えだとか、そういったところも集めさせていただいて、この表彰についてはもう記念品ありでこういうことだと、もう規定してしまって、この部分については感謝状だけですとかというような、何かそういった委員の皆様にご審議いただくときに明確なのかなというところもございます。こちらの件については私どものほうでも、課題の整理をさせていただければというふうに思っています。ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。以上、議案の処理としては、もう終わったとおりということでございますので、補足の御説明でございました。ありがとうございました。

◎報告等

教育長職務代理者 続きまして、それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事 日程を変更し、秘密会の間に報告等に移ります。

それでは、新型コロナウイルスに伴う松戸市の取組についてでございます。

教育長、お願いいたします。

教育長 末尾にございます資料のところをご覧ください。A3のものと、それから、その後に A4の資料②というものがあります。この資料は両方とも、大型連休前の市長並びに副市長 と私たちの記者会見のために作った資料です。予算関係も最後のほうにはありますけれども、 記者の皆さんにはご提示した資料ですので、ご覧いただいて構わないと思います。よろしく お願いします。

今回の新型コロナウイルスに関しての対策については、広範囲にわたるものですので、たくさんあります。全部を説明する時間も、それから、私、個人的にほかの部までの説明には限界がありますので、A3の子どもたちへの支援というところをご覧いただければ、教育委員会関係のものは大体そこだけでお分かりいただけるかなと、まあ後半にもありますけれども、その中の幾つかを説明させていただきたいと思います。

その次に、資料後でお配りしますが、今後に向けての予定といいますか、その辺も今日、 お話をさせていただきたいと思います。 教育長職務代理者 サイレンがやむまで少し待ちましょう。

お願いいたします。

教育長 失礼しました。今は消防車ですけれども、救急車で思い出したんですが、一番大変な頃は、都内がとにかく病院が間に合わなくて、都から松戸も通り抜けて、茨城ですとか、あるいは千葉も房総のほうの病院へとか、東京都から100台以上の救急車が都外に毎日のように出かけているという、そういう日々もありました。そういう中でのいろいろな対策の一部を説明したいと思います。

まず、子どもたちへの支援の中での1番、新型コロナの今こそ、子どもたちと電話で話そうというのは、なかなか直接顔を合わせて会話できるというか、いろいろな話をできるという状況ではない中で、子ども部と、それから私たちのほうで、こういうことを計画して、やっております。学校のほうは、ここには連休明け頃までと書いてありますけれども、今週、各学校で取り組んでおります。こういう状況ですので、特に私たちが心配しているのは、虐待のおそれとか、それから、不登校だった子どもたちの様子とか、あるいは学力的に不安な子、それから、家庭での学習環境に不安を持つ子どもたちですか、そういう子どもたちに先生方から直接連絡を取ってもらって、状況を知るとともに、今後のいろいろな相談をできればなということで、こういう計画をしております。

それから、2番は、「学習環境の整備、学びを止めない」ということです。ここが一番私たちにとっては心配なんです。学校のほうでは、それぞれ家庭学習をどのように捉えるかということがすごく大きな問題です。各家庭に課題を与えるということで、それをできれば丁寧に見てあげたいんですが、なかなかそれもかなわない状況で、まず1回目としては、直接家庭に持っていった学校もあるようですけれども、郵送を基本として、各学校から子どもたちへ各課題を郵送するということです。でも、実際やってみると、1,000万円以上かかる仕事です。今回はもうこの新型コロナに関しては、額のことではないということで、市長さんのほうからそういう指示がありましたので、いろいろな面を積極的にやらせていただきました。

予定としては来週、各学校は子どもたちを今度は呼んで、その課題の一部をそれぞれ提出させるということでいます。先生方としては、3月の休校以来、久しぶりに顔を見る、あるいは、新1年生にとっては初めて学校の先生と会う。そういう日が来週は予定されております。ほかの学年の子どもたちも、来週はそういう課題を持っていくというふうになっております。

②のほうですけれども、「6月末まで学校用パソコン約2,600台を、自宅にネット環境がない児童生徒に無償貸与する」と。9,000万円とありますけれども、実はこれ以上かかるんですが、6月末までというのはなかなか難しい状況です。要するに、学校に今、子どもたちがこれまでも学習で使っていたパソコンがあるわけで、ノートが、それを、家にない子たちに貸すということで、ネット配信の教材を見られる環境を作ろうということです。まずは手っ取り早く始めております。

ここにはないんですが、GIGAスクールというのはここにある、文科省のGIGAスクール構想で、3万4,000台ですね、児童生徒分、それを1人1台そろえて、これはもう年度内、年度内というか秋から、全家庭に子どもたちがタブレットを持って帰って、自宅でもそういうオンライン授業が受けられるような環境を作ろうということです。本来、私も2月に教育施策方針で少しは申し上げたんですが、本年度から終わるまでは4年間の計画でやりますと。もう全部前倒しで、もう今年やっちゃおうということです。国も全部そろえると言ったので、本当にそろうのかなという不安も一部あるんですが、とにかく、これをチャンスにそろえて、学習のいろいろな可能性を広げようかなと、そういうつもりで始めます。

それから、3番は、「困窮家庭を支援します」ということですが、生活保護の家庭には最初から支援は行くんですが、準要保護家庭には給食費の支援ということで、給食があるときは、その分のお金が行くんですけれども、給食がなくともお昼は食べるわけですから、その分の援助費ということで、一人一人に支援するということです。

それから、保護者の負担を軽減しますというところは、もう4月30日から始めているんですが、昨日、あしたも予定です。今、各学校には学童の子どもたちと、それから、学童に入っていないけれども、家ではちょっとお父さんもお母さんも様子見られないよという子どもたちは学校に来ているわけです。その子どもたちにパンを昼食として与えるということで今、やっています。今週は火曜日と金曜日なんですが、火曜日は1,100食ぐらいでしたっけ、たしか市内全部で。

あと、直接ではないんですが、下のほうの、子ども食堂で食品を提供というところとかは、 3月のときに食材が余りまして、余るというか、給食が突然できなくなったので、余ってし まったものは、こういったところに提供させていただいているというところもあります。

あとは大きくは2番目で、医療関係、最近話題になっていますドライブスルー方式のPC R検査ですとか、ホテルの借り上げですとか、それから、裏を見ますと、各家庭への支援と いうことです。ここは市教委は余り直接のものはないですが、10万円のほうはまだまだ何か、 今、大混雑をしているようですけれども、4番は福祉・介護・子どもを支える人への支援、 それから、次のA3は事業者支援、これが今、一番課題になっています。

それから、その他の中では5番目として、ウエブ会議のシステムを本格導入、これは市のことなんですが、市教委でも臨時校長会議を2回、ウエブでやりました。それから、昨日、教頭会議を隣の部屋から。それから、教務主任の研修もウエブでやるようになって、だんだんいろいろなシステムが変化を余儀なくされていくのかなということです。

それから、それについているA3のほうは、予算的な説明があります。

まずは、この内容について、何かほかに、ご説明しなかったところでとか、説明した中で も、質問があれば。

教育長職務代理者 いかがですか。

山形委員。

のは。

山形委員 保護者として、学校から直接お手紙が2回届いたのと、お電話もいただいています。 PTA役員をやっていて、PTAのお母様と、校長先生と教頭先生と主任の先生と、Web会議をしてみました。ほかのお母様たちの声も聞かせていただきました。課題が届いて、やることができて、嬉しいといった子、逆に、課題が全くできていなくて、どうしようと言っているお母様、お子さんたちの声として、学校に早く行きたいし、友達に会いたいし、体を動かしていないので限界だというリアルな声を聞かせていただいているところです。学校のPCでもウエブで自宅でもつながることができることは、本当に良いことと思っております。 教育長職務代理者 あれですか、学校のノートパソコンを家に持っていって、通信環境という

教育長 もちろんWi-Fiも貸します。

教育長職務代理者 Wi-Fiとセットで貸してというのが、そういう整備が要るということですね。学校内というのは別に無線LANあるわけですよね、Wi-Fiの。あるんですよね。だから、それを別途今、用意しているということなんですかね、そうすると。

教育長 そうですね。 4 月30 日に7, 601 台、まず確保できましたという連絡がありました。 教育長職務代理者 それは、W i - F i が。

教育長 パソコンが国からね、国の予算として7,601台、松戸分として、まず第1弾として確保できましたというのがありました。

教育長職務代理者 それは物ですか。金がじゃなくて、物が確保できたんですか。

教育長 国のほうはお金です。

教育長職務代理者 それで実際、調達ができるのかという。

教育長 できそうですね。気配としては、できそうです。

教育企画課長 教育企画課長です。後ほどの補正予算のところで詳しくお話をさせていただこうと思ったんですが、国のほうはあくまでもお金です。ただ、調達を国が手配する、県が手配するとは言っておりますが、結局、各自治体が見つけないと、国内で松戸だけがやるわけではないので、もう全自体がやると何万台、何十万台、松戸だけでも3万7,000台を用意しなければならないので、それをどう調達するかというのは、担当課の技量になります。今、教育情報センターも必死にいろいろな業者と交渉しています。先ほど教育長がおっしゃったように、早い者勝ちみたいなところもあるので、早く着手をして動かなければならない。業者はもう決まったところにどんどん出していきます。今、中国のほうの部品だとかそういうのも滞っているところがありますので、本市のほうは1年をかけて、各学校1人1台の整備ということで調達ができるように、何とか頑張っております。

山田委員おっしゃった、学校にある端末の関係については、ほとんどがタブレットです。ただ、一部、中学校のほうではノートパソコンを使っている学校もございます。これを現状のまま貸すというわけにはいかないので、家庭で使えるような環境に、要するに、パソコン自体の中を全部変えなきゃいけないんですね。そういうような作業をしたりとか、あとルーターですね、Wi-Fiルーターを、家にでもパソコンはあるんだけれども、親が、例えばパソコンを使っていて、子どもは使えないとかということであれば、環境はあるので、タブレットだけお貸しすればいいんですけれども、全くうちはインターネットありません、スマホもやっていませんということになると、全く環境がないので、そういうところにはWi-Fiルーターをセットにしてお貸しして、使用していただきます。

ただ、各学校40台しかありませんので、学校のほうでいろいろ家庭環境だとかを調査して、優先順位をつけていただきます。例えば、中学校であれば受験を控えている3年生のところから中心にやるとか、小学校であれば最高学年の6年生の中から、そういう環境の厳しい方々のところから優先的にお貸しするとか、そういったような部分で、まずは始めようと考えております。

先ほど、GIGAスクールの中では、いずれ年度内には1人1台のタブレットがそろうことになりますので、そういったことももっと広げて、皆さんのところに貸せるということができるのかなということはあるんですが、3万7,000台を全部家庭に貸すというのは現実的ではないと思います。やはり先程お話ししましたが、インターネット環境のない家庭から支

援していくなどが現実的なのかなと思います。将来的には、ランドセルではなくて、子どもはただタブレットを持っただけで登校するなんていう姿を見る時代もゼロではないのかなと。ただ、やはり対面授業だとか、いろいろな日本の教育文化がございますから、全て通信だとかタブレットだけの授業で学校教育が成り立つというのは、私はあり得ないと思います。教育長もいろいろお考えはあると思いますが、そういったいろいろなものが広がるというところはありますが、まずは環境を整備するために、国も今年1年の補助金制度であると聞き及んでおりますので、松戸市も3年をかけてと考えていたんですが、そうすると、じゃ、来年やります、3年後やりますというと、自分の力でやってくださいねということになるので、その差が何十億にもなります。今、こういう時期ではありますが、国の方針に手を挙げて、一日でも早く学校のGIGAスクールを進めようという、教育長とも考えを合わせてやりましょうということで、動いております。細かいところは補正予算のご説明でさせていただきたいと思うんですが、今そんなような動きをしているところです。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員 別件ですけれども、新任の教員の方というのが毎年、100名前後ですか。今年も一応、全ての学校に、予定どおり配置、配属になって、クラスも持っておられるが、今年は研修とかそういったものは一切なく、普通にもう仕事をしておられるというふうに考えてよろしいわけですか。

教育長 私も一回も、一人も顔を見ていないので、研修も何もなしに、多分、普通ではない状況でいるんだと思います。ですので、やっとウェブの環境ができましたので、これからどうやって研修を進めていくかというところですね。

伊藤委員 配属とか全部、それは予定どおり。

教育長 それはもう予定どおり。

伊藤委員 それぞれに配置されているわけですね。

教育長 そうですね。

教育長職務代理者 資料をお願いします。

教育長 今新しく配ったものですけれども、じゃ、学校でこれからどうするんだということで、 先ほど説明したのは、これは大型連休前の記者会見での資料ですので、今お配りしましたの は、今月から来月にかけて、じゃ、どういうふうな動きをしたらいいかという学校教育部の ほうの予定です。 先ほども少しお話ししましたように、今週は個別指導の時間、今週も来週もですね。来週も、連絡日の実施と書いてありますけれども、課題を子どもたちが持ってきて、それに対して先生方が一人ずつ、指示をするときもあるでしょうし、ただ受け取るだけのこともあるかもしれません。あるいは、学校によっては新たな課題を配る、手渡すということもあると思います。

一応、今のところの予定では、今月いっぱいは休校ですので、5月の最終週が(3)の予定になります。休校中ではありますけれども、ほかの自治体でもしているように、分散登校日の練習を始めたいと思います。なので、5月26、27、28と、一応、29を予備日として使うところもあるかもしれませんが、26、27、28の3日間を想定してます。文科省は1年生、6年生、中学校3年生、卒業学年と1年生を重要視しているような発言が多いんですけれども、本市としては1年生をとにかく優先して、中学校にしても、中学校での勉強の仕方というのはまだ分かっていないわけですので。一番心配なのは、何しろ小学校1年生です。もうお母さんたちも多分、どうやって教えたらいいか分からないという人たちが多いと思うので、小学校1年生と、それから中学校1年生を週に2回、そのほかの学年は1回、とにかく久しぶりに学校で先生と会うという、そういう練習の時間にしたいと思っています。ただ、これはあしたの会議で市長さんにオーケーもらう予定なので、まだ正確なものではありませんので、その辺はご了承ください。

その週が終わって、来月からは一応、予定としては開校というか、休校を解除するというつもりでおります。そのときには、2番に書いてあるような予定で進んでいきたいなというふうに思っております。ただ、これも、例えば(1)は週1回3時間登校とありますよね。要するに、全学年の子どもたちが週に1回だけ学校に行って、久しぶりに3時間もいてくるということの練習です。私も教員でしたので、例えば夏休みが明けて2学期を迎えると、子どもたちと1日過ごすことにしばらくは慣れません。クラスを見ていても、クラスの子どもたち一人一人をちゃんと1学期の終わり頃のような感覚で見ることができるようになるまでは、しばらく時間がかかります。やっぱり集団生活をするということは、子どもたちのいろいろなバランスが必要で、教員側にも必要で、そういった感覚を取り戻すまではかなりの時間が必要と考えます。今回は3か月も休んでいるといいますか、一人の状況でいて、しかも、ふだんの生活もほかの人と関わることがなかなかできないという状況がありましたから、6月から始まるとはいえ、これはなかなか難しいことかなというふうに思っております。なので、次の週も2回、その次の週もという感じで、ふだんといいますか、1月や2月の状況に

もし戻れるとしても、1か月とか2か月後になるかなというふうに思っております。そうい うふうな計画を立てて、各学校で進めていきたいなと考えています。

そうなりますと、先ほどのICTの話に少し戻るんですが、そうなりますと、家庭での生活がやっぱり長い。例えば、6月になって週に1回、3時間しか学校にいませんということは、残りの生活は全部、また家になるわけです。ですから、家庭でどういう生活を送るか、家庭学習をどうやって取り組むかというのは、恐らくこの新型感染症が、私は消えないと思っていますので、その間ずっと、その家庭での自分の生活、あるいは家庭そのものの在り方というのは、物すごく大切、重要になってくるだろうということです。なので、GIGAスクール構想ももう本気でやらないと、とにかくいろいろな教材を発信することも大事ですけれども、例えば、これが全児童、生徒に行き渡って、朝、先生のほうからおはようとみんなに、各学校からね、どういう状況でいるかの確認ができるようなことも可能になるわけです。もうそれだけでも何億というお金を投資する価値はあるのかなというふうに思っています。今のような混乱が繰り返される、本当はされなければいいんですけれども、でも、繰り返される可能性のほうが多分大きい。そうであればなおさら、その価値というものを、児童生徒も私たちも、学校側の教職員も理解した上で進めていきたいなと考えます。

ですから、宿題の在り方も、宿題というか、家庭学習の在り方や授業の在り方も、半月ぐらい前からこっちから発信しているのは、とにかく予習中心になりますよと。これまでのように、授業で丁寧に教科書を説明して、宿題でそれの確認をさせて、後でテストをするというサイクルはもうあまりない。それだけ時間をゆっくりかけていられるような状況はもうないだろうということです。家で教科書と動画の教材などを使って勉強してもらって、分からないところ、もっと勉強したいところとか、その子によって違うと思いますけれども、その反応を見た上で、先生方は授業をするというふうに、逆のサイクルにしていかないと進めない。なるべく少ない時間で教育課程をこなしていくというのはなかなか難しいので、教員の力量は、ワンランクかツーランク上にならないと、多分こなせないと思います。でも、そのぐらい大変ですけれども、そこをこなしていかないと、少なくともここから何か月かの学校教育というのは前に進むことができないというふうに思います。その発信といいますか指導に私たちのほうは頑張っていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。というところであります。

伊藤委員 5月26日から1年生が登校するんですけれども、1年生というのはいつも、6年生と一緒にとか、上級生と一緒に登校するというのが多いと思いますが、今回はいませんよね。

教育長 この日はお母さんと一緒です。集団登校もありません。

伊藤委員 ですよね。ですから、そういう指導をするわけですね。分かりました。 給食が始まるのは、6月の第3週。

教育長 何しろ大世帯ですので、例えば食材一つ発注しても、日程が大変です。これまでの状況だと、今日こういうふうに国から発表されたので、あしたからこうしますというのが多かったのです。要するに、その日その日の新しい感染者の数とか、あるいは、どこの自治体がどういう施策を打ったとか、そういう影響で毎日のように私たちの動きも変わる。そうしますと、学校側の対応も毎日のように施行サイクルを変えていかなきゃいけない。でも、給食の準備というのはそういうふうに、では「この食材はあしたなしです」なんて業者さんに言っても、「えっ」という話になるわけですから、やはり給食の開始はこの動きよりはちょっと慎重に、時間が必要になります。なので、この予定で行った場合、早くても6月の中旬は過ぎるかなと思います。

伊藤委員 このステップ3によると、もうお昼も入る。

(「お弁当で」の声あり)

教育長 ステップ3というのは、学校再開後のですね。

伊藤委員 はい。

教育長 ですから、これが6月もう中旬ですので、早くてです。ですから、場合によってはこの昼食がもっと、本当に軽いもの、先ほど言ったパンのようなものになるとか、そういったこともあり得るかなと。お弁当という線は、食中毒絡みもあって、余り考えていないので。あわせて、その資料の3の夏期休業等とありますけれども、今日、明日、また県教委からどういうふうに出てくるのか分かりませんので、まだこれは決定ではありません。今のところはそういうふうに考えています。というところです。

教育長職務代理者 これ意見交換し出すと、ちょっと切りがなくなるんですね。ただ、重要なことなので、ちょっと全議案を終えて、傍聴の方も、もしかしたら、ちょっと秘密会が入りますので、あれなんですが、終わりの時間を見てから、もし意見交換、公式のものが必要であれば、また最後に検討をしましょう。

これは報告事項ですし、一応、以上で終わらせていただきます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、報告事項、その他に移ります。事務局からはよろしいですか。 委員の皆さんからは、よろしいでしょうか。

◎議案第16号

教育長職務代理者 それでは、続きまして、議案第16号を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第16号の審議は秘密会となりますので、 松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席を願います。また、別室のモニターへの回線を一旦切断いたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育企画課 長、教育企画課補佐、教育財務課長、指導課長、保健体育課給食担当室長、市立松戸高等学 校事務長、以上でございます。その他の方はご退席をお願いいたします。

(指定職員以外及び傍聴人退席)

教育長職務代理者 それでは、次に、議案第16号「令和2年度6月教育費補正予算について」 を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、「令和2年度6月教育費補正予算について」ご説明をさせていただきます。資料のほうにつきましては33ページからになります。

今回の6月の教育費の補正予算につきましては、先ほど教育長から報告でもありましたが、 この新型コロナウイルスに関する学校等への支援だとか対策に係る事業の補正という形にな っております。

それでは、まず資料34ページのほうの支出から先にご説明をさせていただきます。上段のGIGAスクール関係、ネットワーク関係業務につきましては、後ほどまとめてご説明をさせていただきまして、2段目の教育研究指導費の生徒指導業務の補正額325万9,000円のほうからご説明をさせていただきます。新型コロナウイルスの影響による休業中の学校への、学校の児童生徒の学習支援や心身状況の把握に努めるため各学校で使用する携帯電話のレンタル料と通信代の補正を行うものでございます。ご存じのとおり、学校に電話回線がたくさん

あるわけではございませんので、なかなかそういった部分では、携帯電話を利用して先生方が各家庭や子どもたちへの心身状況等を確認するために、必要なお金を補正するものでございます。

続きまして、3番目の小学校費、学校管理費、管理関係業務の補正額1,967万円と、その2つ下、中学校費、学校管理費、管理関係業務の補正額974万1,000円につきましては、この学校の休校延長の通知及び新型コロナウイルスの影響による休業中の児童生徒の学力低下を防ぐために、各学校で作成した学習プリントなどをそれぞれの児童生徒のお宅に郵送するための、その郵送料の補正を行うものでございます。

続きまして、下から2段目の高等学校費、高等学校管理費、管理関係業務の補正額49万6,000円につきましては、こちらのほうもコロナ関係の影響による休校中の家庭学習環境を確保するため、市立高校の2年生、3年生の生徒に対して教科書や課題を郵送するため、その郵送料の補正を行うものでございます。

一番下の段、保健体育費、学校給食費、給食備品等購入業務の補正額242万円については、こちらもコロナ関係でございますが、先ほど報告でございました、学校での預かりや放課後児童クラブを利用している児童に対して、保護者のお弁当等を作成する負担軽減のために昼食を無償提供しているものでございます。こちらのほうは、休校措置で給食が中止となり使用しなくなった食材のうち、キャンセルできなかったものの一部を市が負担する料金のほうも入ってはございます。そのための費用を補正するものでございます。

それでは、1段目のGIGAスクール構想についてのご説明に移ります。一番上の段、教育総務費、事務局費、ネットワーク関係業務の補正額13億617万8,000円についてでございます。こちらはGIGAスクール構想の関係と、先ほども説明させていただきましたが、ご家庭にネット環境のない児童や生徒に対しまして、学校にあるパソコン等、タブレット等をモバイルルーターと一緒に無償で貸与していく対応に係る事業の2種類が含まれてございます。こちらのほうの各学校への、今、学校にあるタブレット等を児童にお貸しする部分につきましては、この中の9,014万円が補正が入ってございます。

GIGAスクール構想につきましては、ご存じのとおり、児童生徒1人1台の端末をということで、先ほど説明をさせていただきましたが、本市中学校、小学校、全児童に1人1台というと、約3万4,000台が必要になります。こちらのインターネット接続回線の整備とWi-Fi環境の整備を含む校内通信ネットワークの整備を行うとともに、そういったタブレットの充電保管庫も整備しなければいけませんので、そちらに対する費用等も含めて補正に

入っております。

補正の内訳としては33ページをご覧ください。こちらのほうが国庫支出金と市債のほうで入ってくる歳入の予定でございます。まず、上段の3億9,327万8,000円につきましては、国からの補助が入る予定でございます。下段のほうの市債につきましては、教育債、教育総務債の補正額6億6,550万円でございます。市が一般財源を使うのは1億5,726万円となります。様々、補助金の査定につきましては、補助率等については国の指針が出ております。そちらのほうの補助率を掛けた形で算出させていただいた数字でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。ですので、今回の6月補正の歳入の全体補正額は10億5,877万8,000円の増額、歳出の補正額は13億6,453万円の増額ということになります。

ご説明は、簡単ですが、以上でございます。よろしくご審議のほうお願いいたします。 **教育長職務代理者** ありがとうございました。

ご説明は以上のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

歳入のほうは大体、補助金が出るものはこれだけ、3億9,300万円で、足りないものは借入れ、市債を起こすということと、あとは一般財源なんですかね、この差額はね。というご説明だったですね。支出のほうが、以上出ましたとおり、パソコンとネットワークが大きなお金がかかりますが、そのほか関連して様々な連絡用のものとか、郵送用のものとかいったものが出ているようでございます。6月補正として、以上、出ております。

ご質問、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 事前にこのネット環境に関して、問合せをして、返答をいただいていたんですが、 イメージとして、家に持ち帰るときにルーターというものを持っていくというのは、かなり 設定とか難しいので、SIMカードを入れてお貸ししたほうがいいんじゃないかという話な んかもお伝えしたら、データ量の問題で、そういうことはできないというお話を伺ったりと かしました。端末の種類についても、私はiPadもパソコンも両方使ったりはしています が、中のソフトの関係性とかも、国はどこまで保障してくれるかと伺ったときに、4万 5,000円分しか保障しないというところだったので、選定とかは難しいのかなと思いながら お話を聞いていました。聞いたところがそんな形でした。

1つ質問で、高校費のほうは、高校2年生と3年生、在校生だけに教科書を送ったという

形の理解でよろしかったですか。

教育長職務代理者 高校についてはご答弁できますか。

山形委員 1年生は送っていない。

教育長職務代理者 市立高校事務長。

市立松戸高等学校事務長 1年生につきましては、入学式の日に教科書を配付しておりますので、2年生、3年生のみ郵送ということです。以上です。

教育長 高校は入学式やれたんです。

山形委員 入学式が行われたんですね。よかったですね。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

GIGAスクールのところに関しては、先ほど、前の報告のところでのご説明も併せて理解をするというところでしょうが、取りあえず通信環境とハードですよね、これはね、について、とにかく今年度の予算で土俵を作り上げるというところで、またそれが仕上がるといいますか、そろうのは年度内、年内を目標にしているという話が先ほど、この議案でなくて、ご報告の中で聞いたように思います。この辺はやってみないと分からないというところですかね。

教育長 やってみないと分からないじゃ、でも、困るので、今日、昼頃に学校教育部長と、それから課長さんとかと話したんですが、プロジェクトを2つ作ろうと思っています。そのうちの1つは、やっぱりこのGIGAスクール構想をどんなふうに使うか、これは学校教育部と生涯学習部が一緒になって考え始めなければいけないかなということです。

ですので、要するに、今、山田委員さんおっしゃったように、これまでは私の頭の中でも、私が一つの授業を年間組み立てるとしても、その中で何回、じゃ、ICT使おうかなとか、その程度の存在だったんです。でも、そうじゃなくて、家庭教育でも柱の一つにしなきゃいけない、ですから、授業の中でも柱の一つにしなきゃいけない、もうこれまでの何倍も、人によっては何十倍もの存在にならなきゃいけない。でも、これを100%にしたら、私は間違っていると思うので、その辺の存在をまず、松戸市の学校教育の中で、存在をどういうふうに考えるか、それをまず定めた上で。であれば、そのICT教材としてどういう内容を求めるか、それを教員がどういうふうに使うか、授業の中でどういう位置づけにして組み立てていくかというふうに、いろいろ考えていかないと、なかなかできない。

一方で、その機能だけではなくて、さっき言いましたようなウエブ会議のように、生涯学 習部でもいろいろな施設があるわけですから、そこに全部、一々集まる必要がないわけで、 情報の交換もこれまでよりはスピーディーに密に行えるかもしれないとか、いろいろ活用方法が出てくるわけですね。そういうことを一切含めて、ICT環境をどういうふうに作っていくかという、これまでとは違うものを作らなければいけないわけですから、できれば若い人たちに知恵を寄せ集めて議論してもらって、ICTの新しい在り方を考えてもらえればなというふうに思っています。

言い始めたので、もう一つのプロジェクトは、これは学校教育部の話ですけれども、BC Pでしたっけ。

(「ビジネスコンティニュープラン」の声あり)

教育長 要するに、こういうふうな危機的状況に陥ったときに、事務を継続的に、これまでと同じように持続させてやるためにはどういうシステムがいいのかということは、学校教育には今までは一切ありませんでした。でも、例えば、今ほとんどの学校はAチームとBチームに教員を分けて対応しています。誰かが感染してもいいように。現実に誰かが感染したら、片方のチームは休まざるを得ない、しかも、今のシステムだと2週間は休まざるを得ない。それが、学校始まって、もしそういう状況になった場合は、じゃ、半分のクラスが休みにできるかといったら、できないわけですから、そのときに残りの人数でどうやって授業を続けていくかというのは、やっぱり考えておかないと、今日のあしたからはできないと思います。そういったプラン作りのためにも、やっぱりこれはもう今後のことなので、部長さんとか課長さんじゃなくて、もう補佐とかを中心に、ちょっと案作りをしてもらおうかなというふうに。もうとにかくこの、補正じゃないですけれども、私たちのほうもいろいろ補正していかないと、今後のいろいろなシステムはでき上がっていかないなという気がしています。

教育長職務代理者 予算は、それの受け皿というか土台となるものを、とにかくお金を充てるという範囲ですから、それに魂をどう吹き込むか、本当に現場としては、ご苦労が多いと言うよりも、本当に新しいものをゼロから作るぐらいの感じの作業量のような気がしますので、いろいろ並行してやりながら、大変だと思います。

予算について、そのほか。まあ関連してでもいいですね、先ほども申し上げたように、何かいろいろ、コロナ感染症に関する最近の状況から、気になることがあれば、関連してご発言いただいて、記録に残せればと思います。いかがでしょうか。予算を土台に、どのような形、何かご意見、いいですか。

武田委員。

武田委員 現実的な部分がすごく大変だということは、もう想像に余りあるんですけれども、

多分、本人は勿論、保護者の方の不安という気持ちに対して、学校に、もちろん通い始めなきゃいけないんですけれども、どういう対策を打っていくのかなとか、心境を吐露するチャンスみたいなものは、どういうふうに機会を作っていくのかなということのほうを、実は私は結構懸念していて、週に1日とかそういう少ない単位であっても、心の中、もうそのものから行くことに不安感を持たずに遂行できる形を取らないと、それがどんどん拡大していけば、より不安が大きくなっていくのは当たり前のことで、初動にそこのところをどういうふうに。

教育長職務代理者 学業を追いつくという話以外に。

武田委員 もちろん学習の遅れを取り戻すことはすごく大事なんだけれども、それ以外のところを、ともすると、物すごく忙しい状況下でなおざりになってしまいそうなので。

教育長 多分、最初は登校する人と登校しない人といる。

武田委員 そうですよね、きっと。

教育長 それはもう自由なので。

武田委員 自由スタート。

教育長 そうじゃないと始まりませんから。もうその恐怖感といいますか、ウイルスに対してのいろいろな感情とか考え方を一人一人、同一にするということは、私はもう到底考えておりません。昨日も指導課長からあったんですが、制服で本当に大丈夫なのかと、帰ったら洗わなきゃいけないんじゃないのとかね、そこまで考えられるような方は、私はもう、どうぞ休まれてくださいと。その代わり、ですから、こちらとしては家庭の教材といいますか、教育環境をしっかり考えていかなきゃいけないのかなと思います。今回は右から左まで本当に幅のある人たちの対応があると思います。だから、その中で、一応公の学校を預かる身として、こっちとしてやれることをやる、それに乗っかってくる人たちに対しての、ちゃんと対応と、いや、まだ無理でしょうという人たちの対応を、それぞれきちんとやるしかないのかなというふうに。ひょっとしたら1年間学校に来られないご家族もいらっしゃるかもしれない、そのぐらいまで考えていかないと無理かなと思っています。

ところが、教員側は、1月や2月にやっていた授業のことが6月になったらできるかなとか、そのぐらい甘く考えている方々もいらっしゃる。その辺のギャップが物すごく大きいので、なので、じっくり時間かけながら次のステップに行くしかないのかなと思っています。だから、次のステップが本当にどういうステップなのか。先ほどからずっと申し上げている、本当に家庭学習、予習型学習に移行することが正しいのかどうかさえも本当は分からない。

そういう中でも、でも、歩まなきゃいけないのかなと。

教育長職務代理者 そうですね、松戸市の教育委員会、松戸市内の学校、公立学校だけの問題でない決定事項というのがこれからまた出てきたときに、それに対応し続けるというのが教育委員会でしょうから、今、予算ですから、この予算を元にいろいろやっていただくことで、その対応をやっていけるというベースは我々も確認しながら、あとは本当にご努力をお願いするしかないのかなということを思いますね。

9月どうこうはともかく、何が決まってきても、やっぱり教育委員会は、うちはこういう やり方でと、ほかをやるわけにいかない。県教委とか文科省とか、いろいろな方針が出てく るでしょうから、そこに、さあ、子どもたちに何を届けられるかということだとは思います。 どうですか、市場さん。

市場委員 2か月後、3か月後の予定を全く立てられない状況だと思います。今の段階でこう 考えていたんだけれども、1か月、2か月したら全く状況が変わっているということは十分 あり得る話です。その場、その場の状況に合わせていくしかないんだけれども、かといって 3万五、六千人いる生徒に対して、その場、その場でというのも、また非常に困難な話だと は思います。ちょっと何とも、いい案はないです。

教育長職務代理者 伊藤委員はよろしいですか。

伊藤委員 ともかく、各家庭によっていろいろ考え方が違うというのはあると思うんですけれども、ただ、基本的に大多数は、とにかく学校を早く始めてほしいという気持ちだ思いますので、むしろ私としては、客観的に考えて、学校が感染源になるということは今までの例から見て少ないので、もっともこれからもないとはいえないから、そこのところは、もちろん慎重であるべきなんですけれども、消毒を含めて考えられる十分な対策を厳しくちゃんとやった上で、一歩前進したやり方で、ぜひとも進めてほしいなという感じがします。そこはもちろん限界があるとは思いますが、そんな気持ちを私としては持っています。

教育長職務代理者 ウイルス共生社会といいますか、ウイルスと共にやっていく数年間がある、そこで生き抜く、逆に力を、学校で先進的に、ソーシャルディスタンスとかなんとか、無理だじゃなくて、やっぱりそこにやっていくしかないんだろうということですかね。多分、このぐらいで何となく日本がやりおおせていくかどうか、これはまだ分かりませんけれども、行けるとしたら、やっぱり学校が一番、そういう意味で、指導的な習慣づけの機会を作れるのかもしれないという希望的な部分もすごく、それは……

伊藤委員 社会全体としては、恐らく秋か、来年の春か分かりませんけれども、また波が来る

んだと思うんですよね。だから、そのときはそのときで、またちょっと止まらざるを得ないとは思うんですけれども、学校も含めて。ただ、そこはちょっと、余りにも慎重になり過ぎてもあれかなという、できるだけの手段、手だてを講じて対応するという姿勢が一番大事かなと思いますけれども。

教育長職務代理者 非常に概括的な振り方をしましたので、非常に広い意見が出ましたけれど も、一応、予算としてはこういうことで、今、ベースを作るということです。1人1台態勢、 通信環境というところに最低限、それから、それに付随していろいろな手当てをしていると いうことで、その他も機動的にこれからもやっていただくことになるだろうと思います。

よろしいですか。

それでは、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これから議案第16号を採決いたします。

議案第16号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。また、別室のモニターへの回線をつないでください。

少々お待ちください。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 それでは、議案第16号は原案どおり決定いたしましたことをご報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 お疲れさまでした。ありがとうございました。

次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は、令和2年6月4日の木曜日、午後2時より、こちら5階会議室で開催してはどうでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

令和2年6月定例教育委員会会議は、令和2年6月4日木曜日、午後2時より、教育委員

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和2年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。

閉会 午後 4時30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員